

平成27年12月25日開催

行政改革調査対策特別委員会資料

公の施設使用料の減免制度の見直しについて	・・・・・・・・	1～6
施設使用料の減免基準	・・・・・・・・	別紙1
貸館施設の区分	・・・・・・・・	別紙2
体育施設の区分	・・・・・・・・	別紙3

所 管 委 員 会	行政改革調査対策特別委員会
提 出 課	行政改革推進課

公の施設使用料の減免制度の見直しについて

1 減免制度の見直しの背景と目的

- 公の施設の使用料は、その施設を利用される方から等しく負担していただくことで運用しなければならないものであるが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしている。
- こうした負担の免除（減免の承認）は、貸館施設や体育施設においては、平成 19 年度に策定した「使用料の減免基準の基本的な考え方」により運用を行ってきたところである。
- しかしながら、貸館施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する施設使用料収入の割合が 1 割から 2 割程度にとどまっているほか、現在の減免基準の運用について、利用者に戸惑いの声がある現状を踏まえ、平成 27 年 10 月の施設使用料の改定とあわせ、減免制度についても見直しを行うものである。

2 減免の根拠

- 施設使用料の減免については、各施設の設置条例において、「減免することができる場合」とその「額」について規定している。

・市が主催する場合	100%免除
・市が共催する場合	50%減額
・その他市長が必要と認める場合	必要と認める額

3 見直しの対象

- 各施設の設置条例における「その他市長が必要と認める場合」の運用については、「使用料の減免基準の基本的な考え方」、各種事業の執行に係る要綱等により、その取扱いについて規定している。
- 今回の見直しは、このうち、「使用料の減免基準の基本的な考え方」に規定している貸館施設や体育施設、学校開放体育施設の減免基準を改めて整理するとともに、今後の減免基準の運用に当たり、新たに減免対象団体の登録制を導入するものである。

* 「その他市長が必要と認める場合」の運用について

主な内容	運用の根拠	今回の見直し
・各種団体による貸館施設、体育施設、学校開放体育施設の減免の取扱い	「使用料の減免基準の基本的な考え方」	<u>対 象</u>
・70 歳以上の市民（個人）に対する減免の取扱い	シニアパスポート事業実施要綱	対象外 ※担当部署で 適宜見直し を実施
・3 歳以上中学生以下の市民（個人）に対する減免の取扱い	こどもの日パスポート事業実施要綱	
・障害者手帳の交付を受けている市民（個人及び団体）に対する減免の取扱い	障害者に係る公の施設の使用料等の減免に関する要綱	
・施設の設置目的等を踏まえ、個別に減免の取扱いを判断	その他	

4 見直しの基本的な考え方

(1) 応益負担の原則

- ・ 施設使用料は、応益負担（自分が受けた利益に応じたものを負担すること。）の考え方により、利用者が負担することを基本とし、減免は、公益性の高い活動等を支援する観点から例外的に行う措置とする。

(2) 公益性の高い活動等への支援の観点

ア 地域振興

- ・ 「新しい公共」の観点から、地域活動を活発化させ、誰もがまちづくりに参加しやすくするため、町内会や子ども会などの地縁組織や青少年育成を行う団体等が、地域に身近な集会施設を利用して行う活動に対し、減免措置により支援を行う。

イ スポーツ振興

- ・ 体育施設においては、地域におけるスポーツ活動や青少年のスポーツ活動の推進などスポーツ振興を図るため、スポーツ活動を行う定期利用団体と、それをサポートする市体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動に対し、減免措置により支援を行う。
- ・ 加えて、定期的に活動するスポーツクラブに対しては、体育施設の年間利用予約を受け付け、日常的な練習の場を確保することにより、その活動を支援する。

ウ 青少年育成

- ・ 学校施設は青少年の教育の場であるとともに、地域の体育施設や貸館施設と同様に青少年育成に係る活動の中心となる場であると捉え、青少年育成を行う団体の活動に対し、減免措置により支援を行う。

(3) 減免対象者・利用目的・減免率・施設区分の考え方

ア 減免対象者・利用目的

- ・ 「減免対象者」、「減免対象とする利用目的」により、減免による支援が必要な範囲に限るものとし、これらの観点から「減免を認める施設」も限定するものとする。

イ 減免率

- ・ 市の主催事業など税による実施が基本と認められるものは100%免除、市民や各種団体の自主的・自発的な活動の側面を有するものは、市と利用者として使用料を折半する考え方から50%減額を基本とする。

ウ 施設区分

- ・ 設置目的や規模等を踏まえて施設を区分し、それぞれの減免対象者・利用目的について、地域振興やスポーツ振興、青少年育成の観点を踏まえ、当該施設区分ごとに減免率を設定する。

＊ 貸館施設の区分

区分	説明
拠点施設	市域を越えた範囲での利用を想定する施設（文化会館等）
一般施設	市の核となる施設など、広域的な利用がある施設（市民プラザ等）
地域の集会施設	地域住民の活動の拠点となる地域に身近な施設（公民館等）

＊ 体育施設の区分

区分	説明
拠点施設	大きな大会等を開催できる規模の施設（総合体育館等）
専門施設	特定の競技に特化した機能を備える施設（高田公園野球場等）
一般施設	上記以外の施設（一般的な体育館等）
学校開放体育施設	小中学校の体育館、グラウンド

(4) 登録制の導入

- 施設使用料の減免制度の運用に当たっては、利用者にとって分かりやすく、施設窓口において統一的な運用を図る観点から、減免の対象となる利用団体をあらかじめ審査し、登録を行う「登録制」を導入する。

5 減免基準の概要

(1) 市主催事業

- 条例の規定により使用料を100%免除することができる。

(2) 市内の幼稚園・保育園・小中学校等

- 市内の保育園・幼稚園、小中学校、中等教育学校（前期課程）、県立特別支援学校が、授業や行事、部活動（利用時間帯を制限）で利用する場合は、教育の観点から使用料を100%免除することができる。
- ただし、体育施設の「拠点施設」については、原則として減免を行わない。

(3) 市が育成した団体、市が設立に関与した団体等

- 健康づくりリーダーや13区の住民組織など、市が各種事業を通じて育成したり、主導的に設立に関わったりした団体のほか、町内会長連絡協議会やPTA連絡協議会など、市政運営に密接に関わる団体が、総会・会議や行事その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、使用料を100%免除することができる。

(4) 市共催事業

- 条例の規定により使用料を50%減額することができる。

(5) 高等学校

- 高等学校による授業や行事、部活動で利用する場合は、教育の観点に配慮しつつ、義

務教育でないことを考慮し、使用料を50%減額することができる。

- ・ ただし、体育施設の「拠点施設」及び「学校開放体育施設」は、減免を行わない。

(6) 各種連合体（子ども会連合会、老人クラブ連合会等）

- ・ 子ども会連合会、老人クラブ連合会などの連合体が、総会・会議や行事その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、地域活動を活発化させ、誰もがまちづくりに参加しやすくする地域振興の観点から、その活動の拠点となる「地域の集会施設」、体育施設の「一般施設」、「学校開放体育施設」は、その使用料を100%免除することができる。

(7) 地縁組織（町内会、子ども会、老人会等）

- ・ 町内会等の地縁組織が、総会・会議や行事その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、地域振興の観点から、その活動の拠点となる「地域の集会施設」、体育施設の「一般施設」、「学校開放体育施設」は、その使用料を100%免除することができる。
- ・ ただし、一部の有志による趣味の利用など利用者個人の利益につながる利用（料理教室、合唱、輪投げ等）については、いずれの施設においても、減免を行わない。

(8) 上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブ

- ・ 市体育協会及び総合型地域スポーツクラブによる大会、教室・講習会その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、当該団体が市のスポーツ振興を担っていることを踏まえ、その活動の拠点となる体育施設の「一般施設」及び「専門施設」は、その使用料を100%免除することができる。
- ・ ただし、体育施設の「拠点施設」は、参加料を徴収して利用することを基本に、原則として減免を行わない。

(9) 各種競技協会・連盟

- ・ 市体育協会に加盟する野球協会やバレーボール協会、テニス協会、各地区の体育協会など、各種スポーツ団体を取りまとめる協会・連盟による大会、教室・講習会その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、当該団体が市のスポーツ振興を担っていることを踏まえ、その活動の拠点となる体育施設の「一般施設」及び「専門施設」は、その使用料を50%減額することができる。
- ・ ただし、体育施設の「拠点施設」は、減免を行わない。

(10) 青少年のクラブ

- ・ 中学生以下の青少年により構成されるクラブが、総会・会議、発表会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、青少年育成及び地域振興の観点から、当該団体の活動拠点となる「地域の集会施設」は、その使用料を100%免除することができる。
- ・ また、市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する青少年のスポーツクラブが、日常的な練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、

青少年育成及びスポーツ振興の観点から、体育施設の「一般施設」は使用料を 100%免除し、「専門施設」は 50%減額することができる。

- ・ 「学校開放体育施設」については、学校の児童・生徒や、地元的地縁組織等の利用を優先する施設であり、団体の活動拠点となる中学校区内の施設は、その使用料を 100%免除することができる。

(11) 成人のスポーツクラブ

- ・ 市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する成人のスポーツクラブによる大会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、スポーツ振興の観点から、体育施設の「一般施設」及び「専門施設」は、その使用料を 50%減額することができる。

6 登録制の運用

- ・ 登録制は、「地縁組織のうち事前の把握が困難な団体」、「青少年のクラブ」及び「成人のスポーツクラブ」に該当する団体を対象にすることとし、一定の登録要件を満たすか否かについて、登録団体を審査し、決定する。
- ・ 登録手続の詳細、審査方法、登録証の発行等については、別に定めるものとする。

7 減免制度の改定時期及び定期的な見直し

- ・ 今回の見直しの考え方を基本に、平成 28 年 4 月から新たな減免制度の適用を開始する。
- ・ 見直し後の減免制度の運用状況について、一定の期間経過後、評価を行うとともに、必要に応じて、新たな見直しを行う。

8 見直しの経過

(1) 検討の経過

平成 26 年 7 月～9 月	市政モニターアンケート、施設窓口アンケートの実施
11 月～平成 27 年 3 月	「公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」(計 4 回)
1 月	行政改革調査対策特別委員会 (検討経過)
3 月～5 月	地域協議会、町内会長連絡協議会への説明 (見直しの基本方針)
5 月	行政改革調査対策特別委員会 (見直しの基本方針)
7 月	利用団体等を対象とした意見交換会 (計 16 回、約 1,200 団体へ通知し、約 450 団体が参加) ・ 施設利用者 (15 回、約 1,200 団体を対象) ・ 市体育協会加盟団体 (1 回、22 団体を対象)
11 月～12 月	利用団体等を対象とした説明会 (計 25 回、約 1,600 団体へ通知し、約 400 団体が参加) ・ 施設利用者 (15 回、約 1,200 団体を対象) ・ 市体育協会加盟団体 (1 回、22 団体を対象) ・ 体育施設 (学校開放含む) の利用者 (2 回、約 370 団体を対象) ・ 地域協議会 (7 区 ※残りの区は順次報告予定)

(2) 「公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」における意見の集約結果

- ・ 適切な負担により施設を利用してもらう観点から、利用者から使用料を徴することを基本とし、使用料の減免は、公益性等の観点から、支援が必要と認められる利用に限る。
- ・ 減免は、「減免対象者」、「減免対象とする利用目的」により、支援が必要な範囲に限るものとし、これらの観点から、「減免を認める施設」も限定するものとする。
- ・ 「減免率」について、税による実施が基本と認められるものは100%免除、市民や各種団体の自発的な活動の側面を有するものは、市と利用者との折半する考え方から50%減額を基本とする。
- ・ 施設利用者と施設管理者にとって、減免対象となる利用か否かをより分かりやすくするため、減免対象団体等をあらかじめ審査した上で登録し、施設の利用申請の際、登録団体に交付する登録証の提示をもって減免を承認する「登録制」の導入を検討する。

(3) 利用団体等との意見交換会・説明会における主な意見

- ・ 減免制度の見直しにより、地域住民が自主的に行っている様々な活動が影響を受け、施設の利用率が下がってしまうのではないかと懸念されている。
- ・ スポーツ振興や総合型地域スポーツクラブの取組との整合を図るべきである。
- ・ 青少年の活動から使用料を徴収することは少子化対策に反するのではないかと懸念されている。
- ・ 少人数の団体は、一人当たりの負担額が大きくなり、活動の回数を減らすことになる。
- ・ 地域の施設を地域で使う場合は使用料を100%免除としてはどうか。
- ・ 減免率50%への見直しは急激であり、段階的な見直しを検討してほしい。
- ・ 団体の予算作成の関係上、年度途中での見直しは厳しい。
- ・ 設備の整った拠点施設で日常の練習を行うことが望ましく、減免としてはほしい。
- ・ 受益者負担の適正化の観点から使用料を徴収すべきではないかと懸念されている。

対象施設 対象者・利用目的		現在の減免率	貸館施設			体育施設			学校開放体育施設	
			拠点施設 (文化会館、リージョンプラザ)	一般施設 (市民プラザ、教育プラザ等)	地域の集会施設 (地区集会施設、公民館等)	拠点施設 (リージョンプラザ、総合体育館等)	専門施設 (大潟体操アリーナ、柿崎人工芝グラウンド、陸上競技場等)	一般施設		
市主催事業		100%減免	100%減免			100%減免			100%減免	
市内の幼稚園・保育園・小中学校	授業・部活動					減免なし		100%減免 ※部活動による利用は午後7時まで		
市が育成、立上げに関与した団体等(町内会長連絡協議会、13区住民組織、健康づくりリーダー等)	総会・会議、行事					100%減免				【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免
市共催事業		50%減免	50%減免			50%減免			50%減免	
高等学校	授業・部活動					減免なし		50%減免 ※部活動による利用は午後7時まで		減免なし
各種連合体(子ども会連合会、老人クラブ連合会、連合婦人会、文化協会など)	総会・会議、行事	100%減免	50%減免			減免なし		【団体のある地域自治区内の施設】 100%減免 ※合併前上越市は1単位 【地域自治区外の施設】 50%減免	【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免	
地縁組織(町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年会など)	総会・会議、行事(一部の有志による趣味的な利用は対象外)									
上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブ	総会・会議、大会、スポーツ教室、講習会	50%減免 100%減免 ※利用目的による	50%減免			減免なし		100%減免	【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免	
各種競技協会・連盟(野球協会、バレーボール協会、ゲートボール連盟など)						【団体のある地域自治区内の施設】 100%減免 【地域自治区外の施設】 50%減免		50%減免		
青少年(中学生以下)のクラブ	上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブの加盟団体かつ定期利用団体	100%減免	減免なし			50%減免		100%減免		
	上記以外					減免なし		50%減免		
上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟する団体(青少年以外)		減免なし	減免なし			50%減免			減免なし	

	← 広域的な利用がある施設										→ 地域密着型の施設										
高田区		ミゼ雪小町	雁木通りプラザ	高田図書館	高田地区公民館	女性サポートセンター	高田駅前コミュニティルーム														
		上越人材ハイスクール	小川未明文学館		町家交流館高田小町	福祉交流プラザ(会議室等)	南三世交流プラザ	旧師団長官舎													
新道区		上越観光物産センター			農業研修センター芙蓉荘	新道地区多目的研修センター(新道分館)															
金谷区					金谷分館		中ノ俣地区多目的研修センター														
諏訪区					諏訪分館																
和田区					ラーバンセンター(研修室等)	和田地区多目的研修センター(和田分館)															
津有区					ファームセンター(会議室等)	津有分館															
春日区	上越文化会館	市民プラザ	埋蔵文化財センター(学習室)		春日分館(春日謙信交流館)		岩木多目的研修センター														
三郷区					三郷分館																
高士区					高士分館		高士地区多目的研修センター														
直江津区		市民いこいの家(和室等)	直江津屋台会館		学びの交流館、レインボーセンター	五智歴史の里会館															
有田区	リージョンプラザ上越(コンサートホール)	教育プラザ(大会議室等)	ワークパル上越		直江津地区館(カルチャーセンター-研修室等)	有田分館	田園多目的研修センター														
八千浦区					八千浦交流館はまぐみ(八千浦分館)(集会室等)																
保倉区					保倉分館																
北諏訪区		上越リゾートセンターくろみ家族園(和室等)			北諏訪分館																
谷浜・桑取区					谷浜地区多目的研修センター(谷浜分館)	桑取地区多目的研修センター(桑取分館)															
安塚区					安塚コミプラ		中川地域生涯学習センター(交流室等)	安塚克雪管理センター													
					安塚地区館		菱里地域生涯学習センター(会議室等)	伏野地域生涯学習センター													
浦川原区					浦川原コミプラ	浦川原地区館	浦川原里山地域活性化センター	横住総合交流促進センター													
大島区					大島コミプラ	大島就業改善センター(大島地区館)	大島生活改善センター(大島分館)	大島旭農村環境改善センター(旭分館)	大島若者交流会館(保倉分館)	葛蒲農村環境改善センター(葛蒲分館)	大島地域生涯学習センター(研修室)										
					大島ゆきわり荘																
牧区					牧コミプラ(牧地区館)	牧ふれあい体験交流施設(研修室等)															
柿崎区					柿崎コミプラ	柿崎地区館	下黒川分館	七ヶ地区コミュニティセンター	柿崎就業改善センター(黒川分館)	川西分館	柿崎農業構造改善センター(会議室等)										
					かきざき福祉センター																
大潟区					大潟コミプラ	大潟地区館	14の分館(町内会館)	長崎地区多目的共同施設(長崎分館)													
					大潟老人福祉センター																
頸城区		坂口記念館(和室)			頸城地区館、大湊分館(ユートピアくびき希望館)		西部分館	大坂井分館	南川分館	明治東分館(町内会館)	大池いこいの森ビジターセンター(研修室)※宿泊除く										
					頸城コミプラ		明治分館	明治南分館													
吉川区					吉川コミプラ(吉川地区館)	吉川多目的集会場(吉川分館)			源分館	勝穂分館(集会室)	水源分館(吉川スカイトピア遊ランド)	吉川旭地区農業拠点センター(旭分館)									
							源地域生涯学習センター(会議室等)	東田中分館(集会室)	泉谷分館(集会室)		福寿荘										
中郷区					中郷地区館(はーとびあ中郷)	中郷いきいきサロン															
					中郷コミプラ	片貝縄文資料館															
板倉区		糸しんの里記念館			板倉コミプラ	板倉農村環境改善センター(板倉地区館)	針分館(小学校)	山部分館(小学校)	豊原分館(小学校)	宮島分館(小学校)	菰立分館	筒方分館									
清里区		清里星のふるさと館(学習室等)			清里コミプラ(清里地区館)	清里活性化交流施設	榊池地域生涯学習センター(会議室)														
三和区					三和コミプラ	三和地区館	越柳地区研修センター	三和北部地区農業振興センター													
名立区					名立コミプラ(名立地区館)	名立北分館(会議室等)	下名立分館	円田荘	上名立分館	不動分館	不動地域生涯学習センター(会議室等)	ろばた館(会議室等)									

拠点施設

地域の集会施設

一般施設

